

(3) 教育課程の実施に必要な人的・物的な体制を確保する

教育課程の実施に当たっては、人材や予算、時間、情報といった人的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせていくことが重要です。

今般、特に工夫が求められる資源としての「時間」の確保については、以下のような工夫が考えられます。

1 学校で学習する内容と家庭学習(学校外)で取り組ませる内容の整理

児童生徒に確実に資質・能力を育成するためには、学習指導計画や児童生徒が見通しを持てるような手引き(ワークシート)の作成が重要です。

2 短時間学習や長時間学習の実施

学習指導要領には、各教科の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して授業を行うことが示されています。

例えば、小学校においては、1回15分の短時間の授業を週3回位置付けたり、60分の長時間の授業を週3回位置付けることで、各週1単位時間の授業時数を増やすことができます。

この場合、15分の時間が、内容や時間のまとまりを見通した中で、単元のねらいを達成するために適切に位置付けている必要があります。単元のねらいと離れたドリルや朝読書等の取組は、授業として含むことができないことに留意します。

3 児童生徒の実態や指導内容のまとまり等を考慮した1単位時間の設定

小学校では1単位時間は45分、中学校では50分が標準ですが、例えば、45分を40分に、50分を45分にして、授業のコマ数を増やしていく方法があります。

各学校においては、年間授業時数を確保しつつ、教育効果を高める観点に立って、1単位時間を定めることができます。

学校教育法施行規則に定める標準授業時数は、1単位時間を小学校45分、中学校50分とした時の授業時数です。従って、例えば、小学校で年間を通して40分授業を実施した場合も、授業時数を換算する際には、あくまで45分を1単位時間として換算し、標準時数を下回らないようにしなければなりません。

4 長期休業期間の短縮や土曜授業の実施

長期休業期間の短縮や土曜授業の実施に当たっては、児童生徒及び教職員の負担が過重とならないように配慮すること、また、土曜授業については、教員の服務管理を調整することが必要となります。

新型コロナウイルス感染症対策と関わっては、「学校再開ガイドライン」において、「令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと」が示されています。